社会福祉法人○○○会　平成○○年度第○回理事会議事録

終了時刻も記入すること。※中断がある場合は、その　　時間も記入すること。

１　開催日時　○○年○○月○○日（○曜日）

　午前(午後)○○時から午前(午後)○○時まで

２　開催場所　社会福祉法人○○○会法人本部会議室

３　出席者

理事総数は、理事の現員数を記入すること。

理事総数　　○名

理事出席者　○名

　　　理事長　○○○○

　　 (業務執行理事　○○○○)

理　事　○○○○　○○○○　○○○○　　○○○○　○○○○

　　監事総数　　○名

監事出席者　○名

　　　監　事　○○○○　○○○○

（会計監査人　○○○○）

４　議　　題

第１号議案　○○○○について

第２号議案　○○○○について

５　議　　長　　　○○○○　*※理事会に議長を置くこととしている場合*

６　議事録作成者　○○○○

７　議事の経過の要領及びその結果

　　　理事長のあいさつの後、開会を宣言した。理事長は定足数を確認し理事会が成立したことを報告した後、（定款(定款施行細則)第○条第○項規定の）議長選出について出席理事に諮ったところ、○○理事が議長に選出され、議事に入った。

（１）議案審議

報告事項を行った後に議案審議に移ってもよい。

第１号議案「○○○○」について

○○理事(長)より別紙の議案書に基づき説明がされ、議長により出席理　事に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

○○理事

発言(回答)者、発言(回答)内容を具体的、正確に記載すること。

*質問内容を記載*

○○理事(長)

*回答内容を記載*

他に質疑等がなかったので、出席理事に賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した

○議長は、可否同数の場合を除き、議決に加われないことに注意。

例１：否決時の記載（総数７名中６名出席、過半数議決議案）

「賛成は、○○理事、○○理事及び○○理事の３票。よって、第１号議案は、過半数に達しておらず否決された。」

※議案の修正動議（意見）が出された場合、原案の修正案をもって議決することも可能。ただし、その場合は、経緯を詳細に記載する必要がある。

例２：議長議決時の記載（総数７名中７名出席、過半数議決議案）

「賛成は、○○理事、○○理事及び○○理事の３票。よって、第１号議案は可否同数であることから、議長の議決により可決と決する。」

第２号議案「○○○○」について

○○理事(長)より別紙の議案書に基づき説明がされ、議長により出席理事に質疑等の意見がないか求めたところ、特に質疑等がなかったので、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

（以下上記の例により、議案ごとの議事の内容を記すこと。）

（２）報告事項「理事長及び業務執行理事の職務の執行の状況の報告につい　　　　　て」

理事長及び○○業務執行理事より別紙の資料に基づき説明がされ、これを了承した。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午前（午後）○○時に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

作成年月日は、開催日ではなく、議事録を作成した日付を記載すること。

年　　月　　日

社会福祉法人　○○○会

理事長　○○　○○　㊞

監　事　○○　○○　㊞

監　事　○○　○○　㊞

　議事録作成者　○○　○○　㊞

**【参考】**

※　１　この議事録には、議案及び審議資料を添付し、議事録との一体性を証するため袋綴じするなどにより編てつし、10年間保存すること。

　　２　定款に「署名又は記名押印」としている場合、自筆署名するか、印字された名前に押印するかのいずれかとすること。

**社会福祉法(昭和26年３月29日法律第45号)**

（理事会の運営）

**第45条の14**

６　理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

**社会福祉法施行規則(昭和26年６月21日厚生省令第28号)**

（理事会の議事録）

**第２条の17**法第45条の14第６項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第45条の14第２項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第45条の14第３項の規定により理事が招集したもの

ハ　法第45条の18第３項において準用する一法第101条第２項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第45条の18第３項において準用する一法第101条第３項の規定により監事が招集したもの

三　理事会の議事の経過の要領及びその結果

四　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第45条の16第４項において準用する一法第92条第２項 *※理事の利益相反取引等に関する報告*

ロ　法第45条の18第３項において準用する一法第100条 *※監事による理事の不正行為等に関する報告*

ハ　法第45条の18第３項において準用する一法第101条第１項 *※監事の意見*

六　法第45条の14第６項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七　理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八　理事会の議長が存するときは、議長の氏名